社会保険等未加入対策に係る手続の流れ

平成30年４月１日以降に本市が発注又は公表等する設計金額200万円以上の工事については、次の手順に従って手続を行います。「社会保険等未加入対策に係る手続フロー図」も御参照ください。

**➊　社会保険等の加入状況の確認【工事担当課】**

・工事担当課は、「施工体制台帳」（参考資料①参照）及び「社会保険等の加入が確認できる書類」（参考資料②～⑦参照）で加入状況の確認を行います。

・施工体制台帳の確認は、当初及び下請事業者の追加・変更があった場合にも確認を行います。

・社会保険等の加入が確認できればその後の手続は不要です。

**➋　工事担当課から契約検査課に社会保険等未加入事業者について報告**

**【工事担当課→契約検査課】**

・工事担当課は、「一次下請事業者における社会保険等未加入事業者について（報告）」（様式１）、施工体制台帳及び社会保険等の加入が確認できる書類の写しを契約検査課に送付します。

**➌　社会保険等の加入指導及び社会保険等の加入が確認できる書類の請求**

**【契約検査課→受注者】**

・契約検査課は、「一次下請事業者における社会保険等の加入確認できる書類の提出について（請求）」（様式２）を受注者に通知し、通知した日から指定する日（原則30日以内）まで加入を促します。

**➍-1 社会保険等の加入が確認できる書類の提出【受注者→契約検査課】**

・受注者は、指定期間内（原則30日以内）に、「一次下請事業者における社会保険等の加入確認できる書類の提出」(様式３)を契約検査課へ提出します。契約検査課は、加入状況の確認(参考資料②～⑦参照)を行います。

・契約検査課は、加入が確認できた場合はペナルティなし。

**➍-2 社会保険等の加入が確認できる書類が未提出**

・受注者から指定期間内（原則30日以内）に、「一次下請事業者における社会保険等の加入確認できる書類の提出」(様式３)の提出のない場合は**➎**へ。

**➎-1 社会保険等の加入結果を通知【契約検査課→工事担当課】**

**➎-2 社会保険等の未加入結果を通知【契約検査課→工事担当課】**

・契約検査課は、「一次下請業者における社会保険等への加入対策の結果について（通知）」(様式４)で工事担当課へ結果を報告します。加入の場合は (参考資料②～⑦参照)を合わせて送付します。

**➏　指名停止措置の実施【契約検査課】**

・契約検査課は、受注者に対し、参加停止及び指名停止等の一定の措置を講じる場合があります。

Ｒ７年４月版

厚木市総務部契約検査課

社会保険等未加入対策に係る手続のフロー

**➎-2未加入結果を通知**

**【契約検査課→工事担当課】**

「様式４」を工事担当課へ送付

**➏　参加停止及び指名停止措置等の一定の措置の実施**

**【契約検査課】**

「様式４」及び「参考資料②～⑦」を工事担当課へ送付

**➎-1加入結果を通知**

**【契約検査課→工事担当課】**

**➍-2社会保険等の加入が確認できる書類が未提出【受注者】**

「様式３」及び「参考資料②～⑦」で加入を確認

**➍-1社会保険等の加入が確認できる書類の提出**

**【受注者→契約検査課】**

**➌　社会保険等の加入指導及び社会保険等の加入が確認できる書類の請求**

**【契約検査課→受注者】**

指定期間内（原則３０日以内）に社会保険等の加入が確認できる書類の提出を請求「様式２」

**➋　工事担当課から契約検査課に社会保険等未加入事業者について報告**

**【工事担当課→契約検査課】**

「様式１」、「参考資料①」及び「参考資料②～⑦」を契約検査課に送付

**加入・適用除外**

**未加入**

「参考資料①」及び「参考資料②～⑦」で一次下請事業者について確認

**対策不要**

**ペナルティなし**

**➊　社会保険等の加入状況の確認【工事担当課】**